

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業  
環境影響評価準備書に係る  
審議資料

令和3年12月2日

## 目 次

○検討事項一覧	.....	2
○審査経過等整理票	.....	5
○指摘事項一覧	.....	37

## 検 討 事 項 一 覧

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
<b>0 事業内容</b>		
0-1	グリーンインフラについて	3④
<b>1 大気質</b>		
1-1	予測評価におけるバックグラウンド濃度について	3④
1-2	建設機械の稼働と工事用車両の運行の重合について	3④
<b>2 騒音</b>		
2-1	工事用車両による騒音の環境影響の回避、低減について	3④ 3⑤
<b>3 振動</b>		
<b>4 水質</b>		
4-1	暗渠化による水質等への影響について	3⑤ 3⑥
<b>5 底質</b>		
<b>6 地下水</b>		
<b>7 その他の水環境に係る環境要素</b>		
7-1	河川の切回し及び暗渠化について	3④
7-2	河川の形態への影響の予測について	3④
7-3	ゲリラ豪雨を想定した対策等について	3⑤ 3⑥
7-4	国内における河川等の暗渠化事例について	3⑥ 3⑦
<b>8 地形及び地質</b>		
<b>9 地盤</b>		
<b>10 土壌</b>		
10-1	汚染土壌の掘削除去に伴う他の環境負荷への影響について	3④
<b>11 動物</b>		
11-1	非表示としているオオタカに係る情報について	3④
11-2	ニホンカワトンボについて	3⑤
11-3	アズマヒキガエルについて	3⑤
11-4	爬虫類の予測評価について	3⑤

## 検 討 事 項 一 覧

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
11-5	和泉川源流に生息する生きものに係る配慮について	3⑤ 3⑥
11-6	堀谷戸川に生息するホトケドジョウについて	3⑤
11-7	冬季の工事に係る環境保全措置について	3⑤ 3⑥
11-8	その他	3④
11-9	事業実施区域内を利用するオオタカペアについて（非公開）	3⑤
<b>12 植物</b>		
12-1	タコノアシ、オオアカバナについて	3④
12-2	湿地環境や草地環境に生育する植物の保全対象種等の予測評価、環境保全措置について	3⑤ 3⑥
12-3	カワモズク類について	3⑤ 3⑥
12-4	ヒロハノカラサイコ、アマナについて	3⑤
12-5	その他	3④
<b>13 生態系</b>		
13-1	農業振興地区の生態系機能について	3⑤
13-2	公園での環境保全措置について	3④ 3⑤ 3⑥
13-3	事業実施区域外での代償措置について	3⑤
13-4	河川の生態系の環境保全措置等について	3⑤ 3⑥
13-5	保全対象種の生息環境を創出する区域等の果たす役割等について	3⑥
13-6	相沢川の水や事業実施区域内の降雨の流し方等について	3⑥
13-7	保全対象種等の具体的な保全手法について	3⑥
<b>14 景観</b>		
14-1	桜並木の代償措置について	3④
<b>15 人と自然との触れ合いの活動の場</b>		
15-1	農業を通じた人と自然の触れ合い活動の調査について	3④ 3⑤
15-2	住民等のルート等について	3④
<b>16 廃棄物等</b>		
16-1	建設発生土について	3⑤ 3⑥
<b>17 温室効果ガス</b>		
<b>18 地域社会</b>		
18-1	工事用車両の走行に伴う交通混雑について	3⑥

## 検討事項一覧

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
19 文化財等		
20 その他		
20-1	農業振興策について	3④
20-2	物流ゾーンで行う新しい物流について	3④

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラに関連して、地区全体の「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けた検討状況を示してほしい。</li> </ul> 検討事項 0-1 グリーンインフラについて	R3③ 口頭  R3④	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰って検討したい。</li> <li>地区全体の「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けた令和2年度からの検討状況を断面イメージと土地利用計画図で示す。公共用地におけるグリーンインフラについては、土地区画整理事業で実装し、民有地におけるグリーンインフラについては、地区計画等を定める際の緑化率やグリーンインフラにおけるガイドラインを作成することなどによる実装を検討していく。</li> </ul>	検討事項 (0-1)  確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラに関連して、グリーンコミュニティやソフト対策、公園整備の8つの方針が出ており、ソフトをどうとらえているのか、教えてほしい。このエリアでエリアマネジメント組織みたいなものを立ち上げる予定はあるのか。</li> </ul>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の段階で、明確に説明できるものはないが、国際園芸博覧会も予定されているので、そのレガシーを継承しながら、緑をみんなで守っていくような活動をできるような形を今後、いろいろと検討していきたいと考えている。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項7-4でも十分に答えてない感じであり、それも踏まえて、総括事項や生態系の(1)、(3)の内容で事業者に対しては、しっかりと内容の具体化を図り、可能な限り、生物多様性への影響を低減する環境保全措置をしっかりと講じていくことを求める内容になっているので、事務局作成の内容で異存ない。</li> </ul>			確認事項 (※答申に反映)

審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>・ 現地調査が実施され、その結果は示されているものの、予測評価では一切使われていないようである。現地の現状を常時監視局の結果で代替できる根拠などとして、現地調査の結果を活用してはどうか。</p> <p>・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度として「対象事業実施区域最寄りの一般局である瀬谷区南瀬谷小学校測定局」が選定されているが、図3.2-1(2)を見る限り、最寄りは大和市役所局ではないか。なお、現地濃度が大和市役所より南瀬谷小の濃度に近いのであれば、選定の理由になると考える。</p> <p>検討事項 1-1 予測評価におけるバックグラウンド濃度について</p> <p>・ バックグラウンド濃度に南瀬谷小学校測定局を選定した理由は理解できたが、同局が大和市役所より1.5kmも遠いのであれば最寄という表現は正しくないため、修正してほしい。</p>	<p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p>	<p>・ 事業実施区域から両局までの距離や最近5年間の大気質等に大差はないが、浮遊粒子状物質は若干、南瀬谷小学校測定局の方が高い値を示しており、安全側に設定した。</p> <p>・ 評価書では委員の意見を踏まえた表現にしていきたい。</p>	<p>検討事項 (1-1)</p> <p>確認事項</p>
<p>・ 建設機械の稼働と工事車両の運行は同時期に発生するが、分けて予測・評価している。前者の最大着地濃度地点は工事車両の運行ルートから遠いので、重合しても結果は大きく変わらないかもしれないが、せめて最大着地濃度地点における工事車両の寄与濃度を予測評価してはと考える。</p> <p>検討事項 1-2 建設機械の稼働と工事用車両の運行の重合について</p>	<p>R3④</p>	<p>・ 建設機械の稼働における二酸化窒素等の最大着地濃度出現地点は事業実施区域の南側と予測されるが、工事用車両の運行ルートは全て事業実施区域の北側の道路を利用する計画となっている。また、工事用車両による寄与濃度は建設機械の稼働による寄与濃度に比べ相当小さな値と予測されていることから、両者による寄与濃度を重合しても、それによる影響はほとんど無いと考える。</p>	<p>検討事項 (1-2)</p> <p>確認事項</p>

・ 準備書の予測結果をみると建設機械稼働による最大着地濃度地点における工事用車両の運行による寄与濃度が小さいことは予測できるが、両者の合計濃度は事業全体を通じて最大寄与濃度になることから、評価書には「両者の影響は重合する時期はあるが、重合による寄与濃度の上昇は極めて小さい」などの文言を加えてほしい。

R3④  
口頭

・ 評価書では委員の意見を踏まえた表現にしていきたい。



## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両による騒音の環境基準超過については、何らかの方法で低減しなければならないと思う。対策によって環境影響の回避、低減されるのであれば具体的な数値で示してほしい。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰って回答したい。</li> </ul>	検討事項 (2-1)
検討事項 2-1 工事用車両による騒音の環境影響の回避、低減について	R3④	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事工程の平準化、②アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底により回避、低減される見込みの具体的な数値化は難しいものの、環境基準を超えてしまうため、今後の更なる詳細な施工計画を立案していく中で、少しでも予測値を抑えられるように、環境保全措置の検討を進めていく。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の環境基準超過分を何らかの方法で低減する必要があり、その具体的な数値があるのかという趣旨であった。回答内容は、超過することが見込まれているが、今のところ措置がないと読めるが、そのような理解でよいか。</li> </ul>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書には保全措置について、工事工程の平準化、アイドリングストップや過負荷運転防止の徹底を書いているが、基準を超えている部分が結構あるので、工事用車両のルート分散化なども再検討していきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書では工事車両台数が最も多い時期、工事開始から12か月目を選んで予測しているが、環境基準を超過することが予想される期間は他にもないのか。どのくらいの期間、基準を超える可能性があるのか教えほしい。</li> </ul>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両の運行の予測条件の考え方は、施工計画で1か月にどれくらい発生するかピークを計算している。それ以外の月もあるかないかは、今の段階では資料がないため、調べて、次回に資料として示したい。</li> </ul>	検討事項 (2-1) 再質問
<ul style="list-style-type: none"> <li>基準超過が数か月に亘るのではないかと危惧しており、その点を確認したいと思う。</li> </ul> 検討事項 2-1 (再質問) 工事用車両による騒音の環境影響の回避、低減について	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測計算を行った結果、工事中に環境基準の値を上回ったのは、工事着工後8～12ヶ月目と18～26ヶ月目で、合計14ヶ月となった。              工事期間中における「工事工程の平準化」や「アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底」するなどの環境保全措置を実施することにより、できる限り環境影響を回避または低減をしていく。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準を超過する期間が1年2ヶ月に亘るだけでなく、そのほかの期間も環境基準をぎりぎりで満たしていることが明確になった。それに対する環境保全措置のアイドリングストップは走行音に対する対策ではなく、また、過負荷走行しないことは予測の前提であることから、予測値を下げるための対策とは言いがたい。更に、工事工程の平準化は、超過期間に集中している工事車両を分散させ、環境基準をぎりぎり満たしているほかの期間の交通量を増加させ、騒音レベルを増大させる危険性がある。従って、現時点で予測値を低減する対策はないと考えられ、環境基準を超過する予測となっている以上、環境基準を超えるか超えないかをきちんと検証すべきと考える。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>確かに、現況で環境基準にぎりぎりなところに工事車両を上乗せすると環境基準を超える期間が長期間発生することになる。代替ルートがあるか等、断面を通過する交通量を減らすように考え、騒音レベルを少しでも下がるように検討していきたい。</li> </ul>	指摘事項 答申(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>※追加 (R3⑥後) 工事用車両の分散により、予測値が低減され、一部で環境基準以下となったことは大いに評価される。しかし、この予測は最大となる月のみであり、1年2ヶ月に亘って環境基準超過が予測され、長い期間の分散対策の実施が必須である。分散の程度が時期によって変動する可能性は高いことから、工事車両の進入が多い時期における低減効果を検証し、環境保全上の問題が生じていないことを確認しておくことは非常に大切であると考え、騒音に係る事後調査について、指摘事項として残す。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両の影響を北側4地点で予測評価した理由及び南側の住宅地側で予測評価しなかった根拠を示してほしい。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両は、基本的に北側の工業地域等が集中しているエリアの幹線道路(八王子街道、環状4号線、保土ヶ谷バイパス方面)に誘導することを考えており、南側は工事車両が通行しないと想定している。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>南側の住居地域の道路交通騒音は現時点で環境基準を超過しており、工事車両の影響が懸念される。工事車両が南側の道路を通行しないことについて準備書に記載があれば、その箇所を教えてください。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両については準備書2-19ページに運行ルートを、準備書2-17の(2)に「工事車両の主要運行ルートは、図2.3-12に示すとおり、環状4号線や市道五貫目第33号線とします」と記載している。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の時間帯は月曜から土曜の8時から17時と記載されているが、資料編では7時から8時に多くの工事車両が通行する計画となっており、間違いはないか確認したい。</li> <li>準備書に工事の時間帯は8時からと記載があるが、資料編を見ると7時から8時の北側の工事車両の交通量はほかの時間帯より多く、工事車両の通行について準備書に記載がないと、誤解を受ける可能性があると思う。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両の配車の考え方は、工事従業者の通勤車両が7時から8時の間に3方向(西側、北側、東側)から来る台数を想定している。 作業開始後の8時以降は、工事用車両の台数を記載している。 作業終了後の17時から18時は、通勤車両が3方向(西側、北側、東側)に戻っていく台数を記載している。</li> </ul>	確認事項

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>水質や底質等の予測評価は、暗渠化が前提条件となっているかも確認したい。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質等の予測評価は、土地区画整理事業区域内すべて暗渠化することを想定し行っている。</li> </ul>	検討事項 (4-1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>大門川と相沢川を暗渠とすることによる水質の変化について教えてほしい。</li> </ul> <p>検討事項 4-1 暗渠化による水質等への影響について</p>	R3③ 口頭  R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回以降に回答する。</li> <li>大門川については、工場地帯を流下して来ることもあり、北端部付近でBOD等が環境基準を超過しており、川底に土砂が堆積している。殆どの水質項目で上流側よりも下流側の水質は良好なこと等から藻類等の光合成による水質浄化機能を有していると考えられる。 相沢川については、事業実施区域の北端部付近が源となっており、上流側と下流側の水質の差異は顕著ではないが、一定の水質浄化機能を有していると考えられる。 大門川と相沢川が暗渠化された場合、光合成や吸着に係る浄化機能は失われるが、大門川については、土砂が水質悪化の要因になっていると考えられるため、暗渠入口周辺の舗装等により、河川への土砂流入を防ぐことで、水の濁りなどが低減され、水質の改善が図られると考えられる。</li> </ul>	検討事項 (4-1) に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>大門川は上流部でもBODなどが環境基準を超過している。暗渠化により、DOの低下や悪臭の発生が懸念され、下流部でも環境基準の超過や水生生物への影響が懸念される水質について、どのように評価しているか。</li> <li>恐らくBODとDOについては、影響が出てくるのが懸念されるので、本当に全面暗渠化するのか、下流部で多少水質が改善するような、相沢川と同じような公園を設けるとか、何か検討してほしい。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>大門川の水の濁りについては、暗渠化により土砂の流入がなくなることから、改善すると考えている。水の汚れについては、改善できる方法がないか模索していきたい。</li> <li>ありがとうございました。</li> </ul>	検討事項 (4-1) (再質問)
<p>検討事項 4-1 暗渠化による水質等への影響について (再質問)</p>	R3 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>大門川の水質の現状の考察と暗渠化による影響、並びにその対応策について再整理した内容を説明。 大門川が暗渠化された場合、藻類による酸素供給ができなくなるため、好気性細菌による浄化機能は低下すると思われることから、モニタリングを行い、環境基準に適合しなかった場合には、適切な環境保全措置を講じる。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>水の汚れについて、モニタリング結果に基づき適切に措置することはよいと思うが、P2では環境基準に適合しない結果となった場合には適切な措置を講じるという文言になっており、環境アセスの考え方から、できるだけ現状維持若しくは悪化しないように努力してほしい。排出源も上流側のため難しいところはあると思うが、特に下流の水生生物の生息状況の悪化が懸念されないように、ぜひ努力してほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘の点を踏まえて、今後検討を進めていきたい。</li> </ul>	確認事項
--	-----------	---	------

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位の調査項目がない。利用している井戸が多くあるようだが、その分布図がない。特に流域内の下流地点において地下水位の低下等が予想される。</li> </ul>	R3 ③	(事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度第2回の方法書の審査で事業者から地下水位近くに達する切土は行わないことから環境影響評価項目として選定していない等の説明があり、確認事項となっている。</li> </ul>	確認事項

## 7. その他水環境に係る環境要素

### 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>大門川と相沢川の切回しの線形理由、暗渠化する理由と区間を教えてください。</li> </ul> <p>検討事項 7-1 河川の切回し及び暗渠化について</p>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切回しの線形は基本的には将来の土地利用を踏まえたものである。大門川は農業振興地区の土地利用上、暗渠化の希望もあり、計画道路に暗渠化し、相沢川も将来の土地利用を踏まえて、道路等の下にすべて暗渠化する計画としている。</li> <li>調整池の位置及び河川の切り回しルートを図で示す。まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、相沢川については、新たに整備する区域内道路の下に切り回し、暗渠化し、大門川についても、なるべく平坦な農地環境を創出するため、道路の下に切り回し、暗渠化する計画である。</li> </ul>	<p>検討事項 (7-1)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>相沢川、大門川は暗渠化するが、その他の2河川は河川改修の予定がないので、河川の形態への影響は小さいと予測されるとするロジックは理解できないので、記述内容を検討してほしい。</li> </ul> <p>検討事項 7-2 河川の形態への影響の予測について</p>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川形態の予測評価は、土地区画整理事業区域内については流域が変わらないことを前提として記述しているが、記述方法については検討したい。</li> <li>事業実施区域内を流れる相沢川と大門川については、切り回し、暗渠化することから、影響は大きいと判断した。事業実施区域外を流れる堀谷戸川と和泉川については、河道を変えることはなく、適正な規模の調整池が設置されることから、影響は小さいと判断した。</li> <li>そのとおりである。</li> </ul>	<p>検討事項 (7-2)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の形態への影響の予測については、評価書段階では項目7-2の回答のように、河川形態へ及ぼす影響は大きいと判断されたという表現がなされることでよいか。</li> </ul>	<p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過降雨の対策について、調整池も造るが、敷地全体で浸透する機能やグリーンインフラと連携しながら、ここに降った雨がほかのエリアに迷惑をかけないような形で考えていくという記載に変更したい。次回以降に説明する。</li> </ul>	<p>検討事項 (7-3)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>30年確率降雨に対応する調整池の適切な設置はよいが、それ以上の超過降雨に対してはハザードマップの周知等のソフト対策を活用していきます、とある。これは、オーバーフローするような降雨に対して、自主的に避難して、と読めなくもないが、このような書き方でよいのか。</li> <li>30年確率降雨を踏まえて調整地を造るのは、法律上問題ないのかもしれないが、最近のゲリラ豪雨多発の傾向から考えると、50年とか100年確率の場合にはどうなるのかということも少しは考慮しておいたほうがよいのではないかと思う。</li> </ul>	<p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水について、現在及び開発後の浸透能力をデータにより示してほしい。</li> </ul>	<p>検討事項 (7-3) に統合</p>

<p>検討事項 7-3 ゲリラ豪雨を想定した対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜国際競技場の場外施設が鶴見川の遊水池機能を果たしており、説明会でも水害への心配が上がっていたことを鑑みると施設の一部に遊水池機能を持たせることを考える必要があるのではないかと。</li> </ul> <p>集水した雨水を中水道（雑用水）として利用する環境に配慮した雨水利用施設を検討してほしい。</p> <p>検討事項 7-3（再質問） ゲリラ豪雨を想定した対策等について</p>	<p>R3⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在及び開発後の浸透能力については、測定していないが、現在の流出係数は「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」から流出係数0.2と0.5の土地が多くを占め、1.0の土地が混在している。開発後については、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」により、流出係数0.85で調整池を計画している。</li> <li>調整池の計画は法令等の基準に則り整備を行うが、ゲリラ豪雨多発の傾向も踏まえ、透水性舗装や雨水浸透枳の設置等を実施していく。</li> </ul>	<p>検討事項（追加） （7-3） 再質問</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>暗渠にすることで、太陽光が当たらなくなることにより、現在の生態系は失われる。その結果、溶存酸素量が減少して場合によっては硫化水素臭が発生する可能性は否定できない。貴重な生態系が確認されているのであれば、暗渠ではなく保全するように努めてほしい。</li> </ul>			<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書では、この二つの河川を暗渠化する案は一切でてきておらず、準備書で二つの河川を切り回して全て暗渠化するという計画が初めて出てきた。しかもそれが前提で議論が進んでいること自体、非常に問題であると思う。河川の暗渠化は時代に逆行すると思うが、最近で河川を全て暗渠化する事例は国内において普通にあるものなのか。そういう事例があれば紹介してほしい。</li> <li>説明に納得できてはいないが、恐らくそういう回答しかもらえないだろうと考えている。ただ、P15にも現時点では複数の代償生育地の確保については検討していないという記述があり、今の回答内容と若干矛盾するように思う。</li> </ul> <p>検討事項 7-4 国内における最近の暗渠化事例について</p>	<p>R3⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業の実施に伴い、事業実施区域内の準用河川を全て暗渠化した事例として、愛知県長久手市の長久手中央土地区画整理事業の事例について説明。</li> </ul>	<p>検討事項 （7-4）</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>暗渠化という工法は近年採用されなくなっており、時代に逆行しているのではないかという考えの基に質問した。今回の一例しか見つからなかったという理解でよいか。</li> <li>7-4の事例は、着工が10年前のもので、最近の事例とは言えないのではないかと思う。2000年代に入ってから、かつて暗渠化した河川等の再生を図るところに軸足が移ってきている。国内にとどまらず暗渠化によって一度失われてしまったものを再生していく流れがある中で、折角ある水路、河川を事業により暗渠化する計画を立てること自体に横浜市の姿勢が問われるのではないかと考える。むしろ今ある水辺環境というものをいかにより良いものにしていくのかも追及しつつ、この事業全体を計画していく姿勢が求められているのではないか。暗渠化は、環境保全、経済性、もしくは地域社会の影響の面から見ても妥当な選択肢なのか、非常に疑問を抱いており、その説明はしっかりとする必要があると思う。</li> </ul>	<p>R3⑥ 口頭</p> <p>R3⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一例を載せているが、ほかにも事例はある。</li> <li>暗渠化を考えているところであるが、説明の仕方や答え方については持ち帰りたい。</li> </ul>	<p>検討事項 (7-4)</p>
<p>和泉川流域の調整池（調整池4）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和泉川流域の調整池について、環境に負荷の少ない調整池を検討していくとあるが、単に負荷が少ないだけでなく、良好な水辺環境の創出に資するよう検討してほしい。</li> </ul>	<p>R3⑥</p> <p>R3⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点としての平場確保は主に公益的施設用地の中央付近で行うことを検討しているため、調整池4については、地上式調整池を基本に検討を進めることとなった。今後、公園整備事業等と調整しながら、地形や自然豊かな環境をいかし、環境に負荷の少ない調整池を検討していく。</li> <li>意見を踏まえて環境に負荷がないだけではなくて、水辺と連携したかたちで今後検討していきたい。</li> </ul>	<p>指摘事項 答申(2)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調整池4が予定されているところは、緑地として確保するというエリアでよいか。</li> <li>その方針にあった調整池になるという理解でよいか。</li> </ul>	<p>R3⑥ 口頭</p> <p>R3⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園基本計画の中で、緑の実践するエリアとして計画されているところである。</li> <li>公園については、公園部署と一緒に連携しながら、環境負荷の少ない調整池を検討していきたいと考えている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>



<p>(検討事項) 7-4 国内における河川等の暗渠化事例について(再質問)</p> <p>・ 前半の回答は、説明済みの内容であり、再質問への回答になっていないのではないか。 経済性を土地利用の価値で判断しているようだが、本来、それだけではないと思う。事業実施区域の約45%が民有地であり、長年、権利制限を受けてきたので、土地利用の利便性向上は必要なこととして理解できるが、240ha以上の非常に広大な自然環境豊かな土地を大幅に改変し喪失させてしまえば、取り返しがつかないので、河川を中心として現存する豊かな生態系、生物多様性をいかにできるだけ損なうことなく土地利用も図るために、もう少ししっかりした検討、工夫、具体的な計画案や保全策をぜひ提示してほしい。 今回の回答もはぐらかされた感もあり、しっかりと考えて回答しているかは非常に疑問に思う。 地域社会の影響についても、環境学習等への活用を考えているとのことだが、横浜市みどりの10大拠点として位置付けられていること、瀬谷区の地域づくり通信で地域の方が大門川、相沢川等の川を守り育てていて、貴重なエリア、財産として、取り上げられていてるようなところに手を加えることによる地域社会への影響をどう考えるかという意味で質問している。そういう趣旨からすると、この答えは答えになっていないと考える。 今の疑問に対して、今後できるだけ具体的な中身をしっかりと詰めて、説明してもらうことを望みたい。</p> <p>・ 事業者の説明に対して納得はしていないが、事業者から期待できる答えは、今の回答程度なのかと思う。</p>	<p>R3⑦</p> <p>R3⑦ 口頭</p>	<p>・ 大門川については、農業振興地区の勾配をできる限り少なくし、効率的に農地を利用できるよう、相沢川については、観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するために、暗渠化し切り回しを行う予定である。暗渠化にあたっては、大門川と相沢川の水の汚れのモニタリング等を行うとともに、南側の公園区域内に概ね1.5haのエリアで、生息環境を創出する計画としている。 暗渠化にあたっての経済性については、農業振興地区内の農地の傾斜改善や、観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用により、現在よりも土地の利用価値は上がると考えられる。 暗渠化にあたっての地域社会への影響については、保全対象種の生息環境を創出する場において、地域の方々や子供たちの環境学習の場としての活用していくことなどについて、今後検討を行っていく。</p> <p>・ 河川の計画とかまだ決まっていないことも結構あるが、暗渠化は決めており、相沢川については南側でしっかり環境保全措置の対策を行っていくし、しっかりやっていきたい。 地域社会への影響については、地域の皆様方がここで活動していることは把握しているので、その方たちも含めて一緒になって、より良い環境ができるように、これからはしっかり地域の方と意見交換をしながら進めていきたい。</p>	<p>指摘事項 答申 (総括等)</p>
---	------------------------------	---	------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基準に適合しない結果となった場合には措置を講じる」という文言は環境基準までは、現状よりも水質が悪化してもよいとも読み取れる。現状よりもできるだけ悪化しないように努力し、水質悪化により生態系への影響や悪臭など苦情が出ないように、極力、努力してほしい。</li> <li>前回、「今後検討を進めていきたい」という説明だったので、検討をよろしく願いたい。</li> </ul>	R3⑦ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、しっかり検討していきたい。</li> </ul>	確認事項
---	-----------	--	------

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染土壌の掘削除去に伴うCO2の排出量など、他の環境負荷への影響について、評価に含まれていないように思われる。他の環境負荷への影響も考慮した上で土壌汚染対策を実施していることを対外的に説明できるようにしてほしい。また、汚染土壌の掘削除去に伴うCO2排出量などについて評価すると良い。遠方まで持って行って他の環境負荷が大きくなるないように努めて欲しい。</li> </ul> <p>検討事項 10-1 汚染土壌の掘削除去に伴う他の環境負荷への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染を掘削除去するトラック等も含めて温室効果ガスの排出量予測をしたとの回答だったが、汚染土壌の運搬距離はほかの工事車両より遠くなる場合もある。汚染土壌対策の掘削除去に伴うCO2排出量がどのくらい増えたのか、その他の工事によるCO2排出量と分けて、評価してほしい。また、長距離運搬とならないような対策を心がけてほしい。</li> </ul>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まだ、土壌汚染対策を国がやるのか、市がやるのか決まっていない。今後、国による土壌汚染対策法第14条に基づく指定の申請がなされ、仮に要措置区域に指定されれば、国が土壌汚染対策をすることになる。一方で土地区画整理事業に着手する際に汚染土壌の掘削除去等がされていない場合は、市が掘削除去等を行うことになると考えられる。土壌汚染対策は、市が掘削除去等を行った場合を想定して予測・評価をしているが、CO2排出量への影響については、確認をして、次回以降に回答する。</li> <li>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合、1日当たりの汚染土壌掘削土砂搬出に係る台数は約7台と想定しており、工事用車両の運行に伴う温室効果ガス排出量の予測には上記の台数が含まれている。</li> <li>指摘について検討しながら、計画の熟度が上がってくれば、もう少し予測計算の条件も整ってくると思うので、それを踏まえながら考えて、評価書に向けて進めていきたい。</li> </ul>	<p>検討事項 (10-1)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査した新たな箇所について、フッ素以外はこれまでの濃度範囲にほぼ収まったということかと思うが、鉛の最大値が10倍を超える地点もあるが、新たな箇所の濃度はどの程度か。住民も気にしているので、可能であれば、濃度分布が分かるようなデータを出した方が本当は良いと思う。 基準を一番、超過している地点については、地下水汚染も見られないことから掘削除去を行わないという説明だが、その基準超過の程度を教えてください。</li> <li>掘削除去をせず、汚染が残る箇所については、どの位の濃度か。</li> <li>住民の方々が土壌汚染をかなり気にしていたので、残る部分はそれほど高濃度でもなく問題ないかとは思っているが、丁寧に説明し、住民の方があまり不安に思わないようにリスクコミュニケーションしてほしい。</li> </ul>	<p>R3⑦ 口頭</p> <p>R3⑦ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌分析結果一覧表で地点F13-7の0.014mg/Lなので、第二溶出量基準値を下回り、これまで既に報告している汚染の濃度の範囲内に入っていると思う。その他についても、ここに記載しているので、参考にしてほしい。</li> <li>図9-9-7の南東側、瀬谷市民の森の近くで深度8から9mの位置で鉛の基準を超過している地点がある。ここだけは掘削除去をせずに残すが、その濃度は0.021と0.018mg/Lである。ここ以外は除去とまで断言できないが、除去を基本とした考えで事業を進めていきたいと思っている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

## 審査経過等整理票

## 【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系の最上位種のオオタカの情報全くなく、影響が小さいとする予測の妥当性を審査会としても言及できないので、いつ情報提供できるか教えてほしい。</li> <li>生態系の最上位種はオオタカであるとされ、結論として影響がないとされているが、その間を繋ぐものが何もないので、その結論に至ったデータを示してほしい。 アセスはコミュニケーションツールなので、そうした情報を審査会委員と事業者だけでなく、広く共有することは大事ではないか。どこまで審査会に出し、どこまで公開するか検討し、必要であれば会長にお任せしたい。</li> <li>オオタカの非公開情報については、まず準備書の白塗り部分を出してほしいが、どうか。 検討事項 11-1 (非公開審議) 非表示としているオオタカに係る情報について</li> </ul>	R3③ 口頭           R3④	(事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>希少種等の非公開情報については、非公開で審議している。必要な情報を具体的に示してもらえると、次の審査会で非公開で審査ができる。</li> <li>取扱いについて、事業者及び会長と相談したい。</li> <li>準備書本編で非公開としているページを印刷した資料について、概要を口頭で説明。</li> </ul>	検討事項 (11-1)           確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺に同質のニホンカワトンボの生息環境が広く分布するとは言い難く、影響がある。集水域図を示すとともに、主な生息環境に係る記述を見直すべきである。 検討事項 11-2 ニホンカワトンボについて</li> </ul>	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼虫の生息環境である河川の集水域を図で示し、事業実施区域南東部に位置する市民の森が主となっている。 ニホンカワトンボ確認位置近傍の湧水（湧水5）の帯水層を遮断するような連続的な切土等を行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいと考えている。成虫は主に沢沿いの樹林地に生息し、「事業実施区域外の樹林地の水辺環境」を主に利用していると考えられる。 影響予測の工事の実施に係る表現等を一部評価書で修正する。</li> </ul>	検討事項 (11-2)           確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>アズマヒキガエルの重要な繁殖環境として「水田・休耕田」についても検討し、必要に応じて環境保全措置を行う必要がある。</li> </ul>			検討事項 (11-3)

<p>検討事項 11-3 アズマヒキガエルについて</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査で相沢川沿いの水田等ではアズマヒキガエルの産卵や幼体が確認されなかったこと、相沢川と和泉川の間に分布する広い乾性草地等がアズマヒキガエルの行動範囲を分断していると考えられることなどから、アズマヒキガエルの主な生息環境は和泉川周辺の樹林及びその周囲と考え、準備書記載の予測評価とした。P9.10-123の生息環境については、評価書で見直す。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<p>・ 生息、利用が想定される全ての生息環境に対して予測・評価を行う必要がある。(ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ)</p> <p>検討事項 11-4 爬虫類の予測評価について</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備書P9.10-106 予測結果の概要に記載した主な生息環境は、現地調査で確認された環境を記載しているため、評価書で予測結果に記載の主な生息環境と整合を図る。 また、現地調査における確認環境と一般生態における生息環境を踏まえた予測・評価を検討する。</li> </ul>	<p>検討事項 (11-4)</p> <p>確認事項</p>
<p>・ ホトケドジョウ、ニホンカワトンボ、ヤマサナエ、ゲンジボタル等の重要種が和泉川源流付近の事業範囲内外で確認されており、地形改変・植生改変は避ける必要がある。</p>		<p>検討事項 (11-5)</p>
<p>・ 湧水量の減少により生息環境の質が維持できなくなるため、湧水を枯渇させないための方策だけでなく、安定的に流水量が確保するための方策を具体的に示す必要がある。特に大規模な観光・賑わい地区による影響が大きいため、同地区での地下浸透可能な緑地の面積、透水性舗装の面積等、数値目標を示す必要がある。</p> <p>検討事項 11-5 和泉川源流に生息する生きものに係る配慮について</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域内全域が改変されることを前提に予測評価を行っており、今後、詳細な事業計画を検討する中で、できる限り影響の回避についても検討を行っていく。 湧水の枯渇及び流量の確保については、湧水（湧水5）の帯水層を遮断するような連続的な切土等を行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいと考えている。また、湧水の流量への影響を低減させるための環境保全措置として、造成後裸地の早期緑化、透水性舗装の採用、モニタリングによる湧水の流量の監視等を計画している。各地区での緑地等の面積などについては、今後、地区計画を定める際の緑化率等で検討していく。</li> </ul>	<p>検討事項 (11-5) に統合</p> <p>検討事項 (13-5) に統合</p>
<p>・ ホトケドジョウが生息する堀谷戸川の2つの源流部付近に調整池が計画されていることから、工事・存在・供用時におけるホトケドジョウ個体群維持の視点での予測・評価、必要に応じた環境保全措置を記述してほしい。</p>		<p>検討事項 (11-6)</p>

<p>検討事項 11-6 堀谷戸川に生息するホトケドジョウについて</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堀谷戸川の水環境について、予測評価を行っている。堀谷戸川源流部付近に調整池は計画しているが、堀谷戸川の河川改修は行わないこと、堀谷戸川の水質、水量に大きな変化は生じないことなどから、堀谷戸川に生息するホトケドジョウへの影響は小さいと考えられる。</li> <li>なお、水の濁りや水の汚れに対して、土砂流出防止柵の設置、造成法面の速やかな植栽、養生シートの設置等を行うとともに、湧水の流量に対して透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保等の環境保全措置を講じる。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>越冬期冬眠中等で移動逃避ができない小動物も多く、冬季に工事は行わないのでなければ、移動できないへび類、昆虫類等の小動物に対する具体的な環境保全措置を明記すべきである。</li> </ul> <p>検討事項 11-7 冬季の工事に係る環境保全措置について</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>冬季は生物の移動させる場合でも確認が効率的ではないことから、工事計画等の検討で影響を低減できるように配慮する。具体的には、冬季に改変する範囲を中心に、環境保全措置としている「保全対象種の個体の移動」を冬季以外に実施する。</li> </ul>	<p>検討事項 (11-7)</p> <p>検討事項 (13-7) に統合</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>P3-92：食物連鎖図にカエル類(幼生)を追加する。</li> <li>P9.12-11：食物連鎖図の「シオカラトンボ」⇒「ニホンアマガエル」はやや無理があるのではないか。</li> </ul>	<p>R3④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P3-92 の食物連鎖図については、カエル類(幼生)を追加する。</li> <li>P9.12-11 の食物連鎖図の「ニホンアマガエル」を「カエル類」に変更する。また、食物連鎖図と整合を図るため、断面模式図も修正する。</li> </ul>	<p>検討事項 (11-8)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書の3-94ページの図3.2-35に事業実施区域内にホタル生息確認地域があるが、これについての環境保全措置はどのように考えているか。</li> </ul>	<p>R3③ 口頭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査の結果、事業実施区域内でゲンジボタルやヘイケボタルの生息は確認されなかった。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<p>検討事項 11-9 (非公開審議) 事業実施区域内を利用するオオタカペアについて</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オオタカの分布状況、高利用域の中で永続性が担保されている緑地の割合、創出する草地環境がオオタカの採餌環境としての質を満たすものになるかについて、資料で説明。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>現地市民団体が「上瀬谷球場から北へ約200m地点の小さな水路」及び「同約1000mのビオトープ及びその周辺」の重要性を指摘しているが、確認種リストにはタコノアシ、オオアカナバがなく、現地調査は丁寧に行ったのか。</li> </ul> 検討事項 12-1 タコノアシ、オオアカバナについて	R3④	現地調査は面整備事業環境影響評価技術マニュアルを参考に適期に準備書の踏査ルート図のとおり、網羅的に踏査したが、現地調査では両種ともに確認されなかった。	検討事項 (12-1)  確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>「保全対象種の生息環境の創出」、「保全対象種の個体の移動」について、個体だけでなく地域個体群としての持続性についての予測・評価を行う必要がある。「生息環境の創出」では細かなハビタットタイプの規模・配置とそれが保全対象種の個体群維持にとって十分であることが示されないと、環境保全措置が適正かどうか示せない。</li> </ul> 湿地環境に生育する植物の重要種も上記が特に重要であり、移植の成功率の低さを考慮すると、複数の代償生育地の確保を検討してほしい。           検討事項 12-2 湿地環境や草地環境に生育する植物の保全対象種等の予測評価、環境保全措置について	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息環境（湿地・草地環境）の創出について、現段階でのイメージ図を示す。公園区域内に、概ね1.5haのエリアで、現地地形等をいかし、湿地、草地、水路、樹林等を確保する計画とする。各保全対象種のハビタットタイプとそれに対する創出する環境を表で示す。配置・規模については検討中だが、湿地環境に生息する保全対象種が多いことから、湿地環境及び水路を主に配置する計画であり、複数の代償生育地の確保については、現時点では検討していない。</li> </ul>	検討事項 (12-2)  検討事項 (13-5) に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>カワモズク類は流水環境に生育するため、「湿地環境の創出」では対応できない。生育可能な開渠水路の規模と構造、日照確保等の方策について具体性に欠け、予測評価の妥当性が確保されていない。</li> </ul>			検討事項 (12-3)

<p>検討事項 12-3 カワモズク類について</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息環境（湿地・草地環境）の創出について、現段階でのイメージ図を示す。湿地環境の創出については、暗渠化される相沢川から取水し、水深、流速、底質等に変化を持たせ、多様な環境を創出できるよう検討している。</li> <li>カワモズク類についてはイメージ図に示す水路を生育環境として考えており、現況の3面張りから多自然水路とし、水の流れに変化を持たせるとともに、周辺には湿地環境や草地環境を創出することで、質の向上を図る。</li> </ul>	<p>検討事項 (13-6) に統合</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒロハノカワラサイコ・アマナの周辺の緑との連続性を確保する必要性について遺伝的交流も踏まえたうえで記述してほしい。創出する緑地での両種のハビタットがどの程度確保され、それが個体群維持に十分であることの妥当性を示して欲しい。</li> </ul> <p>検討事項 12-4 ヒロハノカワラサイコ、アマナについて</p>	<p>R3⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒロハノカワラサイコについては、事業実施区域内でのみ確認されており、生育環境の創出によって保全する方針である。DNA分析を行っていないため、遺伝的交流については不明である。事業実施区域内で確認された個体を新たに創出する草地環境へ移植する計画である。</li> <li>アマナについては、事業実施区域外の生育地は保全されるが、事業実施区域内の生育地が改変されることから、生育環境の創出によって保全する方針である。遺伝的交流の有無は不明である。なお、生育環境の創出は相沢川で行い、相沢川沿いで確認された個体を移植する計画である。</li> <li>周辺の緑との連続性を確保し、孤立した集団とせず地域一体として生育環境を広く確保できるよう保全措置を実施していく。</li> </ul>	<p>検討事項 (12-4)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表9.11-23(1)の最下段の内容が記載されていない。「移植・播種することで種の消失による影響を低減」とあるが、環境保全措置の目的等、基本的な考え方に誤りがある表現となっている。</li> </ul> <p>検討事項 12-5 その他</p>	<p>R3④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全措置の内容等については、評価書で修正する。</li> <li>事業計画については、事業実施区域全域を改変するという前提で予測評価を行っており、回避、低減が困難なことから、代償措置を検討している。</li> </ul>	<p>検討事項 (12-5)</p> <p>確認事項</p>



## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等の消失割合の分母を事業実施区域周辺を含む区域（調査範囲）とすることは、見かけ上の消失割合を幾らでも低くすることができることから、影響は少ないとする根拠は弱い。また、「緑地の創出」において、創出される草地面積が示されないまま、「生息環境がある程度維持される」とするのは飛躍がある。（計画段階環境配慮書）</li> </ul>		<p>（事務局から計画段階環境配慮書に係る記述であることを説明し、確認事項として整理）</p>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>「農業振興地区として耕作地環境を整備する」から生息地は維持・保全されるとしているが、農業振興地区のハビタットとしての質、量を示すとともに同地区での配慮や対策にも触れてほしい。</li> </ul>			検討事項（13-1）
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地区とまとまった樹林地等が果たす生態系の機能は大きく異なるにも関わらず、農業振興地区で代替できるから影響は小さいとするのは問題であり、代替できるとする根拠を示す、若しくは記述内容を見直してほしい。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回、回答したい。</li> </ul>	検討事項（13-1）に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地区があるから生態系への影響は小さいとあるが、その根拠が書かれていないので、評価書には示してほしい。その際、農業振興地区の面積だけではなく、周辺の状況を踏まえたうえでの面積の意味や周辺との連続性も重要である。都市地域に希少な里山生態系が残っていることは重要なので、安易に影響は小さいと言わないことが重要と思う。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>数的根拠については、次回以降どこまで出せるか含めて検討したい。</li> </ul>	検討事項（13-1）に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地区で大々的な盛土や河川の切り回し等が行われ、今の農地と随分、姿が変わる。農地もいろいろあるはずであり、それも踏まえた上で生態系への影響というものを考えなければいけないと思う。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地区は盛土を想定しており、河川の切り回し等も行う。将来的には農業振興地区という形で土や緑が残ることについて評価しているが、それを踏まえて再度質問があればお答えしたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>生きものの移動・分散の観点から境川沿いの水田・樹林と堀谷戸川・矢指川・和泉川源流部のまとまった緑地との連続性が大きく失われる可能性があるので、動物等の項目で影響の有無・程度・保全措置について述べる必要がある。（計画段階環境配慮書）</li> </ul>			検討事項（13-1）に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書でも具体的な回避措置が見られない。 先々、具体的なことをきちんと考えてもらえるのか、全体の事業計画や全体像を見据えた上で、さらにそれを具体化するような計画を立てられるのか、今の方たちに任せるのはとても不安である。体制を整えてほしい。</li> </ul>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回以降、もう少し踏み込んだ絵を示すので、委員の皆様の意見をいただければと思う。</li> </ul>	検討事項（13-1～4）に統合

<p>検討事項 13-1 農業振興地区の生態系機能について</p>	<p>R3 ⑤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な農業振興地区の土地利用が決まっていないが、農地間の空間など事業者として整備可能な部分での草地環境としての役割を期待しており、ニホントカゲ等の耕作地周辺を生息環境とする生き物にとって、生息環境の代償となるかと考えている。公園も含め上物の計画が検討段階だが、瀬谷市民の森、相沢川沿いに創出する湿地・草地環境、農業振興地区を有機的に繋げられるよう検討していく。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業により失われる自然環境の代償等は主に公園となるので、公園整備事業の内容を示してほしい。</li> </ul> <p>検討事項 13-2 公園での環境保全措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物、生態系への影響を回避、低減、代償措置が必要で、その全体プランを作成し、具体化する計画が必要と思うが、どのような体制で検討されているのか。</li> <li>この地域は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山や横浜市の緑の10大拠点としても選定されている。そのような重要な場所で、生物、生態系に大きなインパクトを与える事業であり、この影響を回避する措置を取らなければいけないと思う。こうした自然環境への影響を回避、低減する措置の具体化が一つの事業になるくらいの感覚でやる必要があると思う。特別にそのための専門家会議なり、組織体制を作るべきである。</li> </ul>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p> <p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回、公園基本計画案を示したい。</li> <li>(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要を図で示す。</li> <li>本事業の中で、生物をどう守っていくということを検討しており、公園区域内の相沢川の湿地環境や草地環境の創出を考えており、本事業で、ある程度整理する方向で考えている。湧水起源の和泉川の小水路環境の創出についても、本事業でこの地区全体の代償措置を行う形で考えている。</li> <li>現時点で、有識者の専門家会議等については考えていない。これについては、具体的な絵を次回以降示しながら、皆様から意見をいただきながら、進めていきたいと考えている。</li> </ul>	<p>検討事項 (13-2)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物等への影響を回避・低減等するための具体的な配慮について、公園で創出する水辺について具体的に規模、配置、主なハビタットタイプと管理水準が示されておらず、具体的に示すべきである。</li> <li>既存緑地に「緑地の創出」は理解できない。公園や緑地の具体的なハビタットタイプとその配置計画を示してほしい。また、配置計画は保全対象種の境川沿いの樹林地等との連続性への配慮が必要である。</li> <li>地這性小動物の地域個体群維持のため、創出される調整池3西側の湿地環境及び調整池4東側の小水路環境と市民の森等との行き来が可能な整備とする必要があり、明記してほしい。</li> <li>生態系全体として量の減少はやむを得ないが、質的維持に対する環境保全措置の効果を県民に分かりやすい形で示してほしい。</li> </ul>		<p>検討事項 (13-2) に統合</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の形態を生態系への影響という観点でみると生息地の構造の部分である。暗渠化に伴う保全措置はビオトープという形で、新しい生態系を創出し、移植するという計画になっているが、構造に加えて、水質や水量も生態系を維持する上で重要と思う。水質や水量に関して、別立てで影響予測されているが、生態系への影響や保全措置の妥当性という観点からの評価についての説明を踏まえた上で、保全措置について記述されているのが望ましい。</li> </ul>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>今、ビオトープ、環境保全措置の環境の創出については、関係部署と調整している。その中で流量やそれぞれの生物が生息できる環境も一種一種抽出して、そういう環境が創出できるように検討しているので、次回以降の審査会で示したい。</li> </ul>	検討事項 (13-2) に統合
<p>検討事項13-2 公園での環境保全措置について</p>	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園区域内に創出する1.5haの生息環境（草地・湿地環境）のイメージ図を示す。現地形等をいかし、水は暗渠化される相沢川より取水し、湿地、草地を水路で繋ぐ計画を示す。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域北部の環境をモデル地域として、各環境区分ごとの質を向上させること等が書かれているが、モデル地域の相沢川沿いの13.5haのエリアに生息している多様な生物種を1.5haの狭いエリアの中で全て再現することに無理があるのではないか。</li> <li>1.5haのエリアに水路をつくることは今回初めて示された案である。水路の延長や幅はどのくらいか、また、相沢川を全て暗渠化した上で新たに水路をつくるのか、それとも一部川を生かして3面張りを多自然型に変えてつくるともよく分からない。こうしたことを踏まえると、この範囲に代償措置を講じたと説明されても、全く納得できるものでなく、不十分であると思う。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で1.5haエリアは南北方向約160m、東西方向約100mで考えている。水路の延長は約160mで、幅はこれから検討していく。相沢川については基本的に暗渠化し、そこから取水して水路に水を流すことを考えている。また、水路の構造については現況の3面張りから多自然型にすることも考えている。河川の暗渠化は時代と違うのではないかと御意見もいただいたが、事業実施区域の土地利用を踏まえ、相沢川は暗渠化を考えている。相沢川は川というより水路の位置づけで、暗渠化し、可能な範囲で水路を設け、草地や湿地環境を設けていきたいというのが今の考え方である。</li> </ul>	検討事項 (13-5)
<ul style="list-style-type: none"> <li>もう一箇所の環境保全措置を取る場所はどうか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>和泉川周辺の環境保全措置については、貴重種であるホトケドジョウを生かしていけるような形でこれから検討していきたい。相沢川には貴重な生き物が多く確認されており、多様な環境を作る必要があることから本日説明した。</li> </ul>	検討事項 (13-5) に統合
<p>検討事項 13-5 保全対象種の生息環境を創出する区域等の果たす役割等について</p>	R3⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象種の生息・生育環境を創出する面積が限られていることから、水辺に生息・生育する種を中心に保全を図っていく。樹林等に生息・生育する種については、検討中だが、周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出等により、保全を図っていく。和泉川源流部周辺の環境保全措置の考え方や断面イメージを示す。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>調整池4を地上式にすることはよいが、和泉川源流部の湧水量が減少する可能性があるため、湧水量確保の視点も十分に考えてほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水量の確保という観点も入れながら設計を進めていきたいと考えている。</li> </ul>	指摘事項 答申(2)

<ul style="list-style-type: none"> <li>13-5と13-7について、繰り返しの要望になるが、この地域は緑アップ計画の中でも取り上げられ、自然環境について特殊な配慮の必要な地域であることから、環境創出については、科学的な検証を基に、正確な図を体制を整えた上で、作成してほしい。</li> <li>具体的な環境保全措置を講ずるにあたっては、イメージではなく、十分に科学的に検討してほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>13-7に記載のように、私共だけではなく、研究機関である横浜市環境科学研究所、神奈川県立生命の星・地球博物館の学芸員の方々の助言等もいただきながら実施する。</li> </ul>	指摘事項 答申(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な影響に対して、できる限り低減できるとするのは適当ではなく、重大な影響を与える自治体事業については、事業実施区域外での代償措置も検討すべきである。</li> </ul> <p>検討事項 13-3 事業実施区域外での代償措置について</p>	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園区域内の1.5haの生息環境の創出や周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出など事業実施区域内でできる限りの保全措置を行い、区域外での代償措置は考えていない。</li> </ul>	検討事項 (13-3)  確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>どの程度その影響があるのか、より明示的にしてほしい。準備書9.12-11ページに、河川の多くはコンクリート三面張りで単調な環境である等の記述があるが、今ある環境で生物が生息し、生態系ができていることから、それに対しての環境保全措置や代替措置などについて、明確にしてほしい。</li> <li>評価書の対応はもとより、その辺りの考えをしっかりと現段階で示してほしい。</li> </ul> <p>検討事項 13-4 河川の生態系の環境保全措置等について</p>	R3④ 口頭  R3④ 口頭  R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を踏まえ生態系のところを少し評価書で見直したい。</li> <li>次回以降の審査会に示したい。</li> <li>相沢川及び大門川に生息する水生生物への影響は大きいと予測する。環境保全措置としては、南側の公園区域内に、概ね1.5haのエリアで、現在の現地地形等をいかし、湿地、草地、水路、樹林等を確保する計画とし、水路については、現況の3面張りから多自然水路とし、周辺に湿地環境等を創出することで、質の向上を図る。</li> </ul>	検討事項 (13-4)
<ul style="list-style-type: none"> <li>1.5haだが、代償措置でこういう場所を作ることについては、前に比べれば前進と思う。 相沢川等の全面暗渠化には疑問があり、生き物に影響が出るなら対処してほしい。イメージ図にアブラハヤが水路に書かれているが、暗渠からの取水と矛盾するので、対応を考えてほしい。帯水層を遮断するような連続的な切土はしないから問題ないとしているが、遊水地の規模が分からず、湧水を支えている粘土層に穴を開けて水が抜けるなど湧水への影響はないのか。現在の相沢川等は湧水等の流入が考えられるが、暗渠化したら湧水等が川に入らない構造となるのか。この場合、暗渠化することによる水質や水量の問題はないのか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいた御意見について検討したい。 河川から取水した水の水温など、諸々の課題は出てくると思う。設計の中で検討し、具体的な対応が決まってきたら報告したい。 相沢川は事業実施区域よりかなり北側のエリアを背負っており、取水する水量は確保できると考えている。 取水する水の水質については、今は分からないので、検討する。</li> </ul>	検討事項 (13-6)

<ul style="list-style-type: none"> <li>暗渠化し表面水の流入等がなくなった際の水質や水量への影響がよく分からない。 相沢川沿いの環境保全措置を取る場所の維持に人手がかかると思うので、子供や地域の人たちが楽しみながら自然を学べるような場所にもしてもらえると良い。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>相沢川と大門川については暗渠化を考えているが、敷地内に降った雨をどうつなげるのか、つなげないのかは現在検討しており、それに伴う影響については、引き続き検討していきたい。耕作状況の変化もあるため、第三者にも示せるように工事中から事後調査により継続的に状況を把握していきたい。 子供たちの環境学習の場としての活用については、子供や地域の方々に参加してもらいながら、環境保全を図っていきたい。</li> </ul>	検討事項 (13-6) に統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水とか河川の流量についての予測評価の部分に、透水性舗装の採用とか早期緑化とか行うから良いというふうに書かれている。敷地内に降った雨を相沢川に入れたいというのは、予測評価に影響してしまうので、きちんと降った雨が地下浸透して、川の中に入るように検討してほしい。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰って検討する。</li> </ul>	検討事項 (13-6) に統合
<p>検討事項 13-6 相沢川の水や事業実施区域内の降雨の流し方等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P7に「この開渠から暗渠への切り替え前に開渠部の調査を行って、重要な種を創出する生息・生育環境等へ移動させる」とあるが、調査結果では、この川に沿って多様な生物種が生息していることが確認されている。創出される生息・生育環境は非常に狭く、そこでこれらの種が全てカバーできるわけではないにもかかわらず、十分にできるかのような表現は誤解を招くのでやめてほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時は、切り回し、暗渠化した相沢川から取水し、生息・生育環境の創出を図る。降雨時には、事業実施区域内に降った雨は、暗渠化した相沢川に流入させることを想定しており、地区降雨相当分は調整池を経由して下流に接続する計画とし、イメージ図を示す。 貴重な種を創出する生息・生育環境等へ移動させるという書き方について、確認し、必要があれば修正する。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>13-6の「暗渠部の排水の設計」の意味が分からないので、教えてほしい。新たに創出する生息・生育環境と水系を通じて生き物がちゃんと行き来できるようにしてほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水とは生息環境と暗渠をつなぐ部分のことを指している。設計は具体化していないが、指摘の内容を踏まえながら検討したいと思う。</li> </ul>	指摘事項 答申(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>農地環境が保たれるから大丈夫等の話もあるが、工期も長期に亘る上、その農地も全面的な切り盛りが行われるので、そこに生きている生き物が適切に逃げられる手順を考える必要がある。生き物に配慮した全体的な工程の流れとそれが適切なかも含めて示してほしい。工事中から実施する事後調査のタイミングにも関連するかと思う。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物に配慮した工事計画等については、これから検討していきたい。</li> </ul>	検討事項 (13-7)
<ul style="list-style-type: none"> <li>草地と湿地が交互に並んでいるが、これは環境再生の技術に係る論文や知見など何か根拠があるのか。どういう理由でこの案が出てきたのか教えてほしい。</li> <li>環境創造に係る科学的な研究がなされて、その知見に基づいてというわけではないということか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況の土地利用が田んぼ（湿地）と畑（草地）が交互になっていることから、このような案とした。</li> <li>科学的な研究をしたわけではなく、現況の土地利用を踏まえたものである。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>このエリアは、公園の基本計画ではレクリエーションエリアで草地広場、硬式野球場、ドッグラン、遊具広場、パークセンター等の施設を整備することとなっており、このような環境保全措置は非常に難しいと思うが、管理の仕方はどう考えているのか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の基本計画の原案という形で取りまとめているが決まったわけではない。現地は川沿いが窪んで地形的に低いところであり、こういう形で整備できないか公園事業者ともいろいろ調整しているところである。公園の基本計画では指摘の通りの記載となっているが、このエリアについては、イメージ図のように考えており、今日お示しした。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>最初はよいが、すぐに荒れてくると思うが、ここを維持していくための管理体制はどう考えているか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園として、横浜市が土地を所有するので、管理を徹底したいと考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>これで十分かという議論ももちろんあるが、とても繊細な管理をしていかないと、このイメージを維持していくことは難しいと考える。 具体的なことについては、すべて今後の検討という回答になっているが、イメージや図はできたとしても、一つ一つの措置が具体化できるかが問題であり、実質的にはあまり意味のないものになることはよくあることだと思う。それを避けるためにも科学的な知見を計画に反映できるように体制を作って担保してほしい。</li> <li>事業者は横浜市であり、その市は横浜みどり税を創出して市民にお金を負担させている。横浜市が作成した緑アップ計画では、ここは緑の7大拠点の一つとして非常に重要な位置付けを持っている。こうしたことを踏まえれば、ここの取扱いは普通の事業とは異なり、そうとう繊細に考え、先ほどの配慮も検討してほしい。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>相沢川沿いの環境創出については、本事業でやることを想定している。市内部で公園事業と調整するし、公園セクションにも造園職がいるので、庁内でしっかり議論しながらやっていきたいと考えている。また、事後調査も含めてやっていくので、一回作ったから終わりというわけではなくて、少しずつ改善しながら整備していきたいと考えている。</li> </ul>	検討事項 (13-5, 7) に統合
<p>検討事項 13-7 保全対象種等の具体的な保全手法について</p>	R3⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、検討するが、保全対象種（動物）については、工事前の各種の主な活動期を基本に創出した生息環境若しくは工事区域外の生息適地へ移動させる。 保全対象種（植物）の移植・播種については、工事前の各保全対象種の移植適期に移植を行う。 逃避経路の確保等については、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定し、主に移動能力の高い種が周辺地域へ移動できるようにする。 また、保全対象種の生息環境の創出においては、関係部署と調整を図りながら、検討を行っており、更なる詳細な検討に当たっては横浜市の環境科学研究所等とも相談しながら検討する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>13-7の捕まえた生き物を創出する生息環境に移動させるとのことだが、特に水田を中心とする農的な環境は毎年、人が適度に手を加えないとよい状態を保てないので、移動させるまでの間にカエル等がいなくなってしまうことがないように、ケアしてほしい。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息環境を創出する時期も詳細には決まっていないが、できるだけ生き物を保全できる方向で学芸員の方々とも連携を図りながら、進めていきたいと思う。</li> </ul>	指摘事項 答申(3)

<ul style="list-style-type: none"> <li>表1(13)で動物・植物・生態系について、具体的な創出内容、措置内容を示して現状とどう変わるのか、明確に示してほしいとの住民等からの意見に対し、都市計画決定権者の見解は正面から答えていない。実際の環境保全措置が十分に講じられるかどうか心配している住民等の意見に答えていないので、具体的な中身を今後しっかりと説明してください。</li> </ul>	R3⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、公園事業との連携や、専門家の方の助言を踏まえて、具体的に計画をたて、皆様に説明できるよう進めます。</li> </ul>	確認事項
--	-----------	--	------

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>スライド104ページに景観の環境保全措置として、緑地の創出、桜並木等の創出があり、消失する海軍道路の桜並木の代償措置と思うが、代替となる措置なのか詳しく説明してほしい。</li> </ul> <p>検討事項 14-1 桜並木の代償措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織を今月、立ち上げて、その中で検討ということで、地域を巻き込んだ活動に展開できたということで、これはよい一つの方法かなと思うが、今後の経過をぜひフォローしてほしい。</li> </ul>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰り、検討する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木が市民等に親しまれていることは認識しているが、老朽化も進み、台風被害による倒木も発生していること、海軍道路の拡幅が予定されていることから、桜並木を今のまま残すのは困難であると考えている。</li> </ul> <p>海軍道路の沿道関係者及び区民で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、海軍道路の桜並木の再整備の方向性等について、意見交換を行い、現在の海軍道路の桜並木の代償措置となるよう検討を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜の懇談会については、これから始まっていくので、逐次報告したいと思う。</li> </ul>	<p>検討事項 (14-1)</p> <p>確認事項</p>



# 15. 人と自然の触れ合いの活動の場

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書の9.14人と自然との触れ合いの活動の場において、聞き取り調査結果が記載されているが、聞き取りをした日にちなどを記載すると良い。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書の9.14-4ページに聞き取った日にちと聞き取った相手を記載している。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業対象地域で農業をされている人や農業者と一緒に自主的に活動されている人による農業を通じた人と自然との触れ合い活動についても調査をし、影響について検討してほしい。聞き取り調査は、聞く相手によって情報が変わってくるため、インターネット情報調査も活用して、広く状況把握につとめてほしい。</li> </ul>	R3③ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、聞き取りをして、報告する。</li> </ul>	検討事項 (15-1)
<p>検討事項 15-1 農業を通じた人と自然の触れ合い活動の調査について</p>	R3④	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域内の地権者の中に、個人レベルの繋がりから、小学校等への農業体験の提供等を行っている人も何名かいたが、不特定多数の方々を対象とした内容ではないことなどから、準備書への記載は行わない方針とした。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回新たに明らかになった農業を通じた人と自然との触れ合い活動が、不特定多数の方々を対象とした内容ではないということで準備書への記載は行わない方針としていることは、再検討していただきたい。教育の一環として小学校等への農業体験の提供を行っている農地における人と自然との触れ合い活動は公共性があるものとして、都市農業振興基本法で示されている農業の多面的機能の一つの教育的価値であることから、準備書に記載すべきである。</li> </ul> <p>農業が非常に重要な地域における農業振興地域の土地区画整理事業であり、今後、参考になる先進的な事例になるため、教育的価値など公共性のある農業を通じた人と自然との触れ合い活動への影響評価については評価書へ記載してほしい。</p>	R3④ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち帰り、検討する。</li> </ul>	検討事項 (15-1) (再質問)
<p>検討事項 15-1 農業を通じた人と自然の触れ合い活動の調査について (再質問)</p>	R3⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、横浜市の農政推進等担当部署等へヒアリングを行い、その結果を評価書の調査結果の部分に記載する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書に小学校等への農業体験の提供についてのヒアリング結果を記載していただけることは分かったが、影響について追加で調査をして、評価書に記載してもらえるか確認したい。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の農業振興の部署に、どのぐらいの学校に対して、どのような体験授業とかをやっているかをヒアリングして、その内容を調査結果に書く。予測評価は基本的には書く方向で考えているが、そのヒアリング内容によって決めたいと思う。</li> </ul>	確認事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜都市農業推進プランや都市農業振興基本法の中で都市農業の公共的な機能と位置づけられている学習という教育的な価値であるので、環境アセスメントの中でも人と自然との触れ合い活動の項目で、調査対象として、しっかりと記載していただきたい。同様に評価書の要約書にも記載するのか。</li> </ul>	R3⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書の方の要約書にも記載する方向で考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書の9.14-30ページなどにある「公共交通機関の利用促進」が工事用車両の通行に係る環境保全措置として適当なのか、住民等が集まってくる際に通常利用されているルートについて聞き取り調査等で確認しているなら教えてほしい。</li> <li>準備書9.14-28ページの表9.14-9に、「工事用車両が通行しないため、影響はない」という記載があるが、工事車両の通行ルートでなくても、近くを通ることで快適性への影響はある可能性があるのでは、そういった観点での聞き取りがあるとよい。</li> </ul> <p>検討事項 15-2 住民等のルート等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民のルートとの重複については特に問題はないということで、了解した。</li> </ul>	R3③ 口頭  R3④	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回以降に回答する。</li> <li>ほとんどが駐車場のない所のため、利用者は徒歩やバス等の公共交通機関を利用し、当該地へアクセスしているとのことだった。また、工事用車両通行による人と自然との触れ合い活動の場の快適性への影響については、工事用車両は事業実施区域の北側しか運行しない計画であり、北側には人と自然との触れ合い活動の場は海軍道路の北端しか存在していないため、快適性への影響はほとんど無いと考えている。</li> </ul>	<p>検討事項 (15-2)</p> <p>確認事項</p>

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>・ 建設発生土 について、切土量に比べて盛土量が少なく、約712,000m<sup>3</sup>が場外搬出され、「埋立に用いる計画」とあるが、どこでどのような埋立に用いるのか、計画を具体的に示してほしい。            検討事項 16-1            建設発生土について</p> <p>・ 「埋め立てに用いる計画」と明記しているが、何も決まっていってことが明らかになった。環境保全措置として建設発生土の場内利用が書かれており、適切だとあるが、できる限り区域内で利用と言いながら、建設発生土の25%に当たる70万m<sup>3</sup>を場外搬出する計画となっている。また、場外搬出される建設発生土の環境保全措置や具体的なことが何も記載されていないのは準備書の情報として適切ではないのではないかと思います。場内利用だけでなく、場外搬出に係る環境保全措置についても指定処分など具体的に明記すべきではないか。</p> <p>・ 場外搬出する建設発生土の公共事業でどのように有効利用し、それでも残る建設発生土処分に係る環境保全措置を記載するようお願いする。            検討事項 16-1 (再質問)            建設発生土について</p> <p>・ 建設発生土について、評価書に多くの環境保全措置を追記予定ということで大変ありがたい。            補足資料P11の環境保全措置に、建設発生土の適正な管理として、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守するとあるが、規模要件もあり、今、残土については関心も高まっているので、ぜひ指定処分を追記することを検討してほしい。</p>	<p>R3⑤</p> <p>R3⑤ 口頭</p> <p>R3⑤ 口頭</p> <p>R3⑥</p> <p>R3⑥ 口頭</p>	<p>・ まだ具体的な搬出先や計画等は決まっていないが、場外搬出する建設発生土の量をできる限り少なくするよう切土量、盛土量のバランスの見直し、公共事業で有効利用できないか情報収集等、埋立地等は事業実施区域からなるべく近いところを選ぶなど配慮する。</p> <p>・ 具体的なことがまだ決まっていないことも多いが、ここに示した環境保全措置はやっていくので、評価書ではこうしたことも追加を検討したいと思う。</p> <p>・ どこまで書けるか分からないが、しっかり最後まで埋め立て場所について確認していくので、評価書で何を書けるかを含めて検討したい。</p> <p>・ 評価書の「環境保全措置の検討」等に公共事業における有効利用や運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地等の選定などを追記する。</p> <p>・ 御意見を踏まえて検討する。</p>	<p>検討事項 (追加) (16-1)</p> <p>検討事項 (16-1) (再質問)</p> <p>確認事項</p>

## 審査経過等整理票

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>・ 交差点需要率が1を超える交差点があるが、準備書記載の環境保全措置で本当に低減されるのか。また、ピーク時の予測が工事終了の夕方となっているが、朝について予測する必要はないか、次回示してほしい。</p> <p>検討事項 18-1 工事用車両の走行に伴う交通混雑について</p> <p>(事務局) 欠席委員からのメール 17時台についてのみ、予測評価を行うことについて了解した。資料1-2のP18に記載のとおり、「ピーク時間帯における運行ルートの分散」という項目を追記する対処をお願いします。</p>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3⑥</p> <p>R3⑥ 口頭</p>	<p>・ 次回、説明したい。</p> <p>・ 一般車両と工事用車両を合わせた台数が最も多い時間帯（17時台）で予測評価を行った結果、目黒交番前交差点に工事用車両が集中するため、工事用車両運行ルートの分散について、3つの対策を検討した。 (検討は平日で行ったが、評価書では平日と休日の両方で再予測計算を行い、その予測結果を掲載する) 目黒交番前交差点では交差点需要率が限界需要率を超えるものの、改善が期待できることから環境保全措置に「ピーク時間帯における運行ルートの分散」を追記する。</p> <p>・ このとおり評価書に記載する。</p>	<p>検討事項 (18-1)</p> <p>確認事項</p>
<p>・ 18-1の回答で、分散後の騒音の予測評価があるが、分散によって、大気汚染の予測も変わってくるのか。</p>	<p>R3⑥ 口頭</p>	<p>・ 大気汚染についても、工事車両で断面予測しているところがある。準備書の時に設定した交通量と、今回検討した交通量では違うので、大気汚染についても再度予測計算する。 ちなみに、振動についても予測条件が変わるので、振動についても、もう一度断面予測し、その結果を評価書に記載したいと思う。</p>	<p>確認事項</p>

## 審査経過等整理票

## 【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>・ 準備書の2-49ページの表2.3-19中、計画の柱1の施策1の事業2の米印に「旧上瀬谷通信施設の農業振興策の策定」とあるが、これは同ページの⑦旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画や次のページの図2.3-24のまちづくりコンセプトと同じものなのか。それとも別に策定するものか。</p> <p>検討事項 20-1 農業振興策について</p>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p>	<p>・ 次回以降に回答する。</p> <p>・ 「横浜市都市農業推進プラン2019-2023」は上位・関連計画で、これらと整合した土地利用を図り、「旧上瀬谷通信施設の農業振興策」については策定に向け今後、検討していく。</p>	<p>検討事項 (20-1)</p> <p>確認事項</p>
<p>・ 「物流ゾーンとして新しい物流を行う」について、具体的に説明してほしい。</p> <p>検討事項 20-2 物流ゾーンで行う新しい物流について</p> <p>・ 新技術について、もう少し具体的に示してほしい。例えば、その新技術が自動運転なのか、ドローンなのか、あるいはまた別の技術なのかによって、環境への影響というのは違ってくるのではないかと思う。</p> <p>・ 環境アセスメントでは、どうなるのか。この部分は対象にならないということでしょうか。</p> <p>・ 考えなくてよいということでしょうか、事務局に確認したい。</p>	<p>R3③ 口頭</p> <p>R3④</p> <p>R3④ 口頭</p> <p>R3④ 口頭</p> <p>R3④ 口頭</p>	<p>・ 次回、説明したい。</p> <p>・ 利便性の高い当該物流地区では新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成する。具体的な新技術等の内容については、例えば「長距離ドライバー不足」など全国的に課題となっている問題の解決を目指した新技術等の導入が想定される。</p> <p>・ 物流ゾーンは土地区画整理事業後に民間企業が実施する施設のため、どういう形でやるかまだ決まっていない。例えば、トラックの無人運転等の新技術も考えられるが、決まってい段階で、これから民間事業者が決めていくので、現時点では具体的な説明ができない状況である。</p> <p>・ 対象は土地区画整理事業なので、道路や基盤整備に係る環境影響評価である。関係車両の走行については全体でやっているが、上物についてはアセスに含まれていない。上物が環境影響評価条例の対象になれば、そこでアセス手続が行われる形になると思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>・ 土地区画整理事業であり、土地の改変等が対象になる。別途、アセス条例の対象になれば、そちらで審議することになる。事業者の方でも具体的には出せないと思う。</p>	<p>検討事項 (20-2)</p> <p>確認事項</p>

# 指 摘 事 項 一 覧

【旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書】

令和3年度第8回

## I. 答申事項

評価項目	反映する内容
(総括事項)	(1) 本事業は、大規模な改変により、広大な草地や水辺など自然環境の消失が懸念されるが、動物・植物・生態系の環境保全措置について、イメージや観念的なものが多く、準備書の段階においても具体化していないものがあつたため、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する段階では、その時点で具体化したものについては、できる限り評価書に記載する必要がある。また、計画を具体化するに当たり、その内容及びそれが適切なものかどうかについて、適宜、関係住民等に丁寧に説明する必要がある。 以上のことから、評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。
2 騒音	(1) 騒音に係る事後調査について 事業者は、道路交通騒音について、工事用車両の分散により低減する計画としているが、道路交通騒音が高い地域における長期の工事となることから、騒音の事後調査を実施し、環境保全上の問題がないよう努めること。
13 生態系	(1) 相沢川沿いに創出する水辺環境について 事業者は、相沢川沿いの一部の区域において、暗渠化した相沢川からの取水により湿地環境や水路等の水辺環境を創出するとともに、観光・賑わい地区等に降った雨を暗渠化した相沢川に流入させ、その地区降雨相当分は調整池を經由して下流の相沢川に流すとしているが、具体的な方法等は今後、検討するとしている。 相沢川沿いに新たに創出する水辺環境については、保全対象種等の生育・生息に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等も、十分考慮した上で具体化を図ること。
	(2) 和泉川源流部の環境保全措置について 事業者は、和泉川源流部にホトケドジョウを保全対象種とした生息環境を創出するとともに、環境負荷の少ない地上式調整池を検討するとしているが、具体的な内容はほとんど明らかになっていない。 こうしたことから、和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量等を考慮するとともに、地上式調整池については、多様な生物を育める水辺環境となるよう工夫すること。
	(3) 保全対象種等の保全対策について 本事業により、事業実施区域内の現況の大部分が改変されるが、保全対象種等の保全手法について、工事スケジュールを踏まえた手順や具体的方法等はほとんど明らかになっていない。 こうしたことから、有識者を擁する機関や公園事業者等と十分連携し、できる限り実効性の高い保全対策を計画し実施するとともに、環境教育や環境保全の担い手育成の観点から、早い段階から住民等と十分連携を図り、できる限り生物多様性への影響を減らすよう努めること。

## II. 要望事項

評価項目	反映する内容

## III. 訂正事項

評価項目	反映する内容